

取扱区分：「公開」

令和2年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和2年1月10日(金) 10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 G

令和2年第1回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和2年1月10日（金） 午前10時00分 ～10時46分

2 場所 周南市役所 2階 共用会議室 G

3 会議に付した議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	農地転用事業計画変更承認について	1件
報告第1号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第2号	非農地証明について	7件

4 出席委員

第1番 竹安昌巳君	第2番 林俊一君
第3番 松田孝行君	第4番 藤原典子君
第5番 岩田実君	第6番 弘中壽君
第7番 山崎光夫君	第8番 徳本勉君
第9番 秋貞啓子君	第10番 佐伯伴章君
第11番 高橋恵君	第12番 田中榮作君
第13番 藤井孝君	第14番 原田雅之君
第16番 笠井保雄君（職務代理者）	
第17番 西田孝美君（会長）	

5 欠席委員

第15番 歳光時正君

6 事務局職員

局 長	山 本 博 彦	次 長	原 田 省 二
次長補佐	時 重 智 一	書 記	松 原 義 孝

事務局長

皆さん、明けましておめでとうございます。

本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく
お願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中16名で、周南市農業委員会会議規則第
9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第15番歳光時正委員の1名でございまして、周南
市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報
告いたします。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（西田会長）

皆さん、明けましておめでとうございます。

それでは只今より、令和2年第1回周南市農業委員会総会を開会いたしま
す。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規
則第23条に規定された議事録署名委員は、第4番、藤原典子委員、第
10番、佐伯伴章委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第1号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請につ
いて」は、1議案1件です。

それでは、1番について、ご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●に所在する農地の「田」、1筆の939
平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、遠方に住んでおり耕作をしていない
ため、譲受人は借受地で自宅にも近く、譲渡人の申し出を受け、譲り受ける

ものです。

次に、取得後の農地は約94アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番の岩田です。

岩田 実委員

議案第1号1番について補足説明します。

本申請は、売買による権利移動になります。

地目は「田」、面積は939平方メートルです。

水田として耕作されていました。

譲渡人は、県外在住のため12月26日電話にて意思確認をしました。

今後も自ら耕作できないので、約20年前から耕作してもらっている譲受人に購入をお願いしたそうです。

譲受人とは、12月26日現地にて意思確認をしました。

これまでも借地として耕作しており、申し出に応じたとのことでした。

この地区の中核的な農家で農機具、作業場もそろっており問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

事務局次長

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の2ページ、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、1議案5件です。

それでは、1番と2番の案件については、申請地が隣接しており、目的も同種のものであるため、まとめて説明させていただきます。

1番、2番共に、申請人は、市内に居住の方です。

どちらも高齢となり、申請地を農地として維持管理していくことが困難であること、また、他に耕作者も見込めないことから、申請地に杉等を植林し林地として管理するものです。

申請地は、●●総合支所から西に約2.5キロメートルに位置し、所在は1番が大字●●●字●●●401番、地目は「田」、地積は737平方メートルです。

2番は同じく399番、地目は「田」、地積は383平方メートル、同じく400番、地目は「田」、地積は314平方メートルで、2番の合計の地積は697平方メートルです。

こちらが、分間図です。先ず1番ですが、杉を210本、植林します。次に2番ですが、杉を200本、桧を8本、植林します。

最後に、現地の写真です。

なお、2番の399番については、既に桧が植林されており、無断転用にあたりますので、農業振興地域の整備に関する法律並びに農地法を遵守する旨の始末書が、令和元年8月23日付けで提出されています。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第4条第6項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付され

ており、適当であると判断されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地であり、昨年11月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」により、ご協議いただいております。令和元年12月10日付けで、除外の許可の内定通知を受けています。

なお、本件は農用地区域除外後の施行となります。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番の林です。

林 俊一委員

議案第2号1番と2番について、ご報告いたします。

この議案は、去年11月に農業振興地域除外の申請があった議案2件であります。

去る、1月7日に電話連絡にて2件の意思表示を確認しました。

2件の事業計画書、資金計画書、被害防除計画書も適切と思われます。

近隣における被害も無いと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番及び2番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号1番及び2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番及び2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号3番を議題といたします。

事務局次長

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、3番について、ご説明いたします。

申請人は、市内に居住の会社員です。

申請地に隣接する宅地に自宅を新築するにあたり、宅地内では、自家用車を駐車するスペースが不足することから、申請地に駐車場を整備するものです。

申請地は、●●総合支所から北西へ約1.4キロメートルに位置し、所在は、大字●●字●●453番10、地目は「田」、地積は42平方メートルです。

こちらが、地籍図です。

次に、土地利用計画図です。自己および家族の車、計3台分を駐車するものです。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第4条第6項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、道路の側溝への放流です。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地であり、昨年11月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」により、ご協議いただいております。令和元年12月10日付けで、除外の許可の内定通知を受けています。

なお、本件は農用地区域除外後の施行となります。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現

地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

第14番の原田です。

原田 雅之委員

議案第2号3番について補足説明いたします。

本案件は、昨年11月総会にて農業振興地域除外の申請がなされ、承認を得て今回の申請となったものです。

申請地は、自己保全管理で草刈されておりましたが、面積も狭く、形も悪く農地として活用するには不向きでした。

申請人は、現在申請地近くの借家に住んでいるが、諸般の理由により引き払うこととなり、申請地に隣接する自己所有地に家を新築するとのことでした。

その際、家族の駐車スペースがなく申請地を駐車場として利用したいとのことでした。

申請地周辺は、道路、住宅、排水路で、周辺農地に与える影響はありません。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号4番及び5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

この、4番と5番の案件についても、申請地が隣接しており、目的も同種

のものであるため、まとめて説明させていただきます。

4番の申請人は、市内に居住の会社員です。また、5番の申請人は、千葉県に居住の方です。

どちらも永年耕作をしておらず、また、高齢となり申請地を農地として維持管理していくことが困難であること、他に耕作者も見込めないことから、申請地に桜、モミジ等を植樹するものです。

申請地は、●●支所から南東へ約1.2キロメートルに位置し、所在は、申請地4番が大字●●字●●618番1、地目は「田」、地積は2,319平方メートルです。

申請地5番が、同じく字●●626番2、地目は「畑」、地積は54平方メートル、同じく631番、地目は「畑」、地積は189平方メートル、字●●656番1、地目は「田」、地積は322平方メートル、同じく657番、地目は「畑」、地積は147平方メートルで、5番の地積の合計は、712平方メートルです。

こちらが、地籍図で、先ず4番です。桜10本、モミジ5本、花桃5本、計20本を植樹します。次に5番です。桜6本、モミジ4本、計10本を植樹します。

最後に、現地の写真です。

なお、申請地4番および申請地5番の字栗成656番1については、平成30年に桜、モミジが植樹されており、無断転用にあたりますので農業振興地域の整備に関する法律並びに農地法を遵守する旨の始末書が、申請地4番については、令和元年9月7日付け、申請地5番については、令和元年8月29日付けで提出されています。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第4条第6項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付され

ており、適当であると判断されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地であり、昨年11月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」により、ご協議いただいております。令和元年12月10日付けで、除外の許可の内定通知を受けています。

なお、本件は農用地区域除外後の施行となります。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

第16番の笠井です。

笠井 保雄委員

議案第2号4番、5番について、報告いたします。

この議案につきましては、先般農用地除外の案件で提出されたもので、農用地除外許可後の農地法4条許可申請となったものです。

申請内容については、事務局の説明のとおりで私も現地確認しましたが、間違いありません。

先般も申しましたが、現地確認の折にも、こういう中山間地域におきましては、狭小の農地が連なる棚田で農地性も低く、空き家、農地の荒廃が進み限界集落といわれる中で、こういう選択も致し方無いのかと思えました。

提出書類も完備していて、問題ないと思われま。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番及び5番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号4番及び5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

事務局次長

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番及び5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の3ページ、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案6件です。

それでは、1番について、ご説明いたします。

申請人は、市内でとび・土木工事業を営む法人です。

駐車場として利用するため、申請地を購入するものです。

譲渡人は、現在耕作しておらず、今後もその予定がないことから、譲受人の申し出に応じたものです。

申請地は、●●●支所から東へ約430メートルに位置し所在は、大字●●●字神田1091番1、地目は「畑」、地積は231平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。普通車4台分の駐車スペースおよび転回スペースとして利用します。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、道路側溝への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

佐伯 伴章員

10番佐伯です。

議案第3号1番ですが、5条の許可申請について、調査報告いたします。

先日、現地へ行き現状確認しました。

地目は「畑」ですが、申請地は数年耕作されていないようなので、譲渡人の方に確認したところ、今後も耕作の予定もないとのことで、譲受人からの希望があり譲渡すことに決めたと言われました。

近隣に農地はすでに無く、影響は別に無いと思われます。

譲受人の方に確認したところ、作業場の隣で作業者等駐車場が必要のため当該地を求めたとのことでした。

他に問題は、無いと思われますので、ご審議をお願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、2番について、ご説明いたします。

申請人は、岡山県に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うため申請地を購入し、パネル設置面積482.96平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

申請地は、日当たりが良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも隣接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人

が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●支所から北東へ約840メートルに位置し、所在は大字●●字●●469番、地積は1,752平方メートルで、地目は「田」です。

こちらが、分間図です。

続きまして、土地利用計画図です。

最後に、申請地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番の岩田です。

岩田 実委員

議案第3号2番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による、権利移動許可申請になります。

12月25日事務局長とで、現地確認をしました。

地目は「田」で、面積は1,752平方メートルで、2枚に分かれています。

現状は耕作されていませんが、草刈りはされていました。

12月29日譲渡人とは、電話にて意思確認をしました。

管理が困難となっていたところへ、譲り受けの商談があったので譲り渡す

とのことでした。

1月9日、譲受人とは、電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図は先ほどの事務局の説明通りです。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、3番について、ご説明いたします。

申請人は、広島県に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うため申請地を購入し、パネル設置面積482.96平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

申請地は、日当たりが良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも隣接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、戸田支所から東へ約780メートルに位置し、所在は、大字●●字●●●●1705番、地積は1,446平方メートルで、地目は「田」です。

こちらが、分間図です。

続きまして、土地利用計画図です。

最後に、申請地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

6番の弘中です。

弘中 壽委員

議案第3号3番について、先に譲渡人及び譲受人とは、電話で太陽光発電施設設置の為の所有権移転の申請に至った経緯について、双方共申請通りであることを確認いたしました。

現地の状態については、2種農地で現在は、休耕農地となっており、近接を水路及び作道が通っており、これが施設の設置後に支障を来すものではないと認められます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

事務局次長

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、4番について、ご説明いたします。

申請人は、下関市に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積482.96平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、道路にも隣接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●●支所から南へ約820メートルに位置し、所在は、大字●●●●●字●●●1625番、地目は「田」、地積は1,758平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

第11番の高橋です。

高橋 恵委員

議案第3号4番について補足説明します。

譲受人、譲渡人とも遠方の為、電話で確認いたしました。

申請地の現状は、一部近所の方が野菜等を耕作されていましたが、長い間耕作はされておらず、草刈りも耕作されている周辺と、近隣の家屋周辺のみで、雑草が繁茂している部分もありました。

譲渡人も遠方に住んでいることから、今後も管理が難しいので、今回、太陽光発電事業の話があったので、譲渡しに合意したとのことでした。

書類等も完備されていますので、特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、5番について、ご説明いたします。

申請人は、広島県に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積489.26平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、道路にも隣接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●●支所から南へ約1.3キロメートルに位置し、所在は、大字●●●●●字●●●1802番1、地積は1,390平方メートル、同じく1805番6、地積は199平方メートルで、合わせて1,589平方メートル、地目はどちらも「田」です。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

第11番の高橋です。

高橋 恵委員

議案第3号5番について、補足説明します。

1月6日に譲渡人と現地にて確認いたしましたので、報告します。

なお、譲受人とは遠方の為、電話にて確認いたしました。

申請地は、10年以上耕作されていないとのことで、草刈り等も長いことされていないようで雑草が繁茂していました。

持ち主の譲渡人も今後も管理が困難なので、今回太陽光発電事業の話があ

ったことで譲渡することになり、今回の申請になりました。

書類等も完備されていますので、特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、6番について、ご説明いたします。

申請人は、広島県に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積413.97平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル216枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、道路にも隣接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●●支所から南西へ約1.5キロメートルに位置し、所在は大字●●●●●字●●2600番36、地目は「田」、地積は1,285平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

第11番の高橋です。

高橋 恵委員

議案第3号6番について補足説明します。

12月29日に譲渡人と現地にて確認いたしましたので、報告します。

なお、譲受人とは、電話にて確認いたしました。

申請地は昨年までは水稻が耕作されており、刈り入れがされた後でした。

今までは耕作を他の人をお願いしていたようですが、それも困難になってきたとのことで、譲渡したいと考えていたところ、太陽光発電事業の話があり、今回の申請になったとのことです。

書類等も完備されていますので、特に問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の4ページをお願いします。

議案第4号「農地転用事業計画変更申請承認について」を、ご説明いたします。

本件は、昨年8月9日の総会において、ご審議ご承認いただき8月28日付け指令周農委第5号の20で許可されました農地法第5条許可申請に伴う事業計画のうち、工事の終期を変更するもので、令和2年3月31日までのところを6ヶ月間延長し、令和2年9月30日までとする「事業計画変更申請」になります。

本件の所在地は、大字●●字●●2477番7、地積は462平方メートル、内容は、JR山陽新幹線の法面排水工事を実施するにあたり、申請地が工事現場に近接しているため、工事期間中、一時的に現場事務所、工事車両等駐車場、産業廃棄物仮置場などとして利用するものです。

申請地を確認したところ、現在除草が行われ、駐車場等の整備が行われている状況でした。

申請人から聴き取りを行ったところ、一部資材の納入が遅れたことにより工期延長に至っているとの経緯により、この度の計画変更が申請されています。

以上です。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番の岩田です。

議案第4号1番について、補足説明します。

本案件は、昨年8月の総会で許可されたものですが、工事発注の遅れにより、農地転用事業計画書変更の申請になります。

12月25日事務局長と現地確認、現状は、草刈りがされていました。

事務局次長

議長（西田会長）

第9番

岩田 実委員

議長（西田会長）

変更理由、変更内容は、先ほどの事務局の説明通りです。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第1号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ、6ページをお願いします。

報告第1号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。

報告第2号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は7件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和2年第1回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時46分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年1月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 藤 原 典 子

委 員 佐 伯 伴 章